

国立大学法人東京医科歯科大学給与調整一時金の

支給に関する規則

平成27年3月31日
規則第97号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学役員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第94号）附則第2項、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）第35条及び国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員就業規則の一部を改正する規則（平成27年 月 日規則第 号）附則第2項の規定に基づき、給与調整一時金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与調整一時金)

第2条 平成27年1月1日において本学に在籍する常勤の役職員及び再任用職員に対し、平成26年度における給与支給額の調整のため、給与調整一時金を支給する。

(支給額)

第3条 給与調整一時金の支給額は、本条第2号により計算される金額から、本条第1号により計算される金額を差し引いた差額とし、その金額が0円未満となるときには、0円とする。

- (1) 平成26年4月1日から平成26年12月31日までの期間に支給された給与のうち、平成26年度に係る給与の額。
- (2) 職員の区分に応じ以下に定める金額。

ア 常勤役員

国立大学法人東京医科歯科大学役員給与規則の一部を改正する規則（平成27年 月 日規則第 号）及び同規則の規定により準用する国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成27年 月 日規則第 号。以下「改正給与規則」という。）の適用が平成26年4月1日に遡ったと仮定した場合の、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの期間に支給された給与のうち、平成26年度に係る給与の額。ただし、期末特別手当の額の計算にあたっては、平成26年6月期期末特別手当については平成26年6月期賞与支給日（以下「6月賞与支給日」という。）時点の規定に基づく支

給率が適用されたものとして計算される額とし、平成26年12月期期末特別手当については、6月賞与支給日時点の国立大学法人東京医科歯科大学役員給与規則第8条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と読み替えて計算した額とする。

イ 一般職員本給表（一）、一般職員本給表（二）、教育職員本給表（一）、医療職員本給表（一）及び医療職員本給表（二）の適用を受ける常勤職員

改正給与規則の適用が平成26年4月1日に遡ったと仮定した場合の、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの期間に支給された給与のうち、平成26年度に係る給与の額。ただし、勤勉手当の額の計算にあたっては、平成26年6月期期末手当については6月賞与支給日時点の規定に基づく成績率が適用されたものとして計算される額とし、平成26年12月期期末手当については、成績区分に応じ別表の成績率が適用されたものとして計算した額とする。

ウ 再任用職員

国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員就業規則の一部を改正する規則（平成 年 月 日規則第 号）及び同規則の規定により準用する改正給与規則の適用が平成26年4月1日に遡ったと仮定した場合の、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの期間に支給された給与のうち、平成26年度に係る給与の額。ただし、勤勉手当の額の計算にあたっては、平成26年6月期期末手当については6月賞与支給日時点の規定に基づく成績率が適用されたものとして計算される額とし、平成26年12月期期末手当については、6月賞与支給日時点の国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員就業規則第19条及び第20条中「0.325月分（特定管理職員においては、0.425月分）」とあるのは「0.425月分（特定管理職員においては、0.525月分）」と読み替えて計算した額とする。

（端数処理）

第4条 前条の規定により支給額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（支給日）

第5条 給与調整一時金は、平成27年1月における本給の支給定日に支給する。

附 則

この規則は平成27年3月31日より施行し、平成27年1月1日より適用する。

別表 1

区 分		特定管理職員	特定管理職員以外の職員
極めて優秀な者		215 / 100以下	175 / 100以下
特に優秀な者		146.5 / 100	120.5 / 100
優秀な者		118 / 100	92.5 / 100
良好な者		99.5 / 100	79.5 / 100
成績不良な者等		79.5 / 100	59.5 / 100
矯正措置を受けた者	厳重注意 (文書)	72.5 / 100	55 / 100
懲戒処分を受けた者	戒告	65 / 100	50 / 100
	減給	46.5 / 100以下	41.5 / 100以下
	停職	29 / 100以下	32.5 / 100以下